

訪問介護サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

(目的) 組合員とその家族および地域住民に、介護サービスを提供することにより、安心して生活できる地域づくりをすすめることを目的とする。

(運営方針)

○組合員とその家族および地域住民が要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供できるように配慮する。

○利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公平中立に行う。

○地域福祉の向上のため、市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他保健・医療機関と密接に連携する。

2. 事業者

法人名	はが野農業協同組合
所在地	栃木県真岡市八条95番地
代表者氏名	代表理事組合長 渡辺 栄

3. ご利用事業所

訪問介護事業	事業所の名称	はが野農業協同組合
	介護保険事業所番号	0970900023号
	住所	栃木県真岡市飯貝559番地2
	管理者名	鈴木 由香
	連絡電話番号	TEL 0285-80-6294
	サービス提供地域	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町

4. ご利用事業所の職員体制等

職員体制は下記の通りです。但し、人員は厚生労働省の定める基準に基づいて変更いたします。

職 種 (資格)	人 員
管理者	常勤1名
サービス提供責任者	常勤、非常勤合計2名以上
訪問介護員	常勤、非常勤合計10名以上

5. 営業日・営業時間

営業日・営業時間は下記の通りです。但し、本組合が特別に定めた場合はこの限りではありません。

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	午前8時～午後6時

6. サービス利用基本料金および利用者負担

利用者負担金は、市町村発行の「介護保険負担割合証」に記載の負担割合に基づき、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の1割・2割・3割を負担していただきます。なお、実際の利用者負担金の算出は1か月のサービス合計単位数により計算します。

(1) 訪問介護費

単 価	身体介護	20分未満	20分以上～ 30分未満	30分以上～ 1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満	
		1,827円	2,736円	4,349円	6,371円	
	生活援助	20分以上～ 45分未満	45分以上			
		2,011円	2,470円			
	身体介護に引き 続き生活援助を 行なう場合	身体介護20分以上～30分未満 生活援助20分以上～45分未満		身体介護20分以上～30分未満 生活援助45分以上～70分未満		
		3,471円		4,196円		
		身体介護30分以上～1時間未満 生活援助20分以上～45分未満		身体介護30分以上～1時間未満 生活援助45分以上～70分未満		
		5,074円		5,809円		
	※特定事業所加算後の単位に地域区分単価：10.21円を乗じた金額となっています。					
	初回加算	2,042円				
緊急時訪問加算	1,021円/回					
特定事業所加算	(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数					
介護職員等处遇 改善加算	(Ⅰ) 口所定単位数 × 28.7% × 10.21円 当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外です。					
地域区分	7級地 1単位 10.21円					

(2) サービス提供地域外の場合の交通費及び生活援助で買物等を行う場合の交通費

通常の実施地域を越えサービス提供を行う場合及び生活援助で買物等を行う場合の交通費はその実費を請求させていただきます。なお、自動車を使用した場合の実費は以下の額となります。

- ・実施区域を越えた場合、営業区域外から片道1キロメートルごとに20円。
- ・利用者宅から買物等の目的地まで片道1キロメートルごとに20円。

3) 介護保険給付限度額超過の場合

要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

(4) 利用者負担金等の支払

月末締切でJAはが野の口座の場合は翌月25日振替、銀行口座・郵便局等の場合は翌月27日振替(ただし休日の場合は翌営業日とする)とし、原則として契約者(または代理人)名義の金融機関口座振替(振替依頼書に基づく)で処理させていただきます。やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者支払い、利用者はその後市町村から保険給付分(9割又は8割、7割)を受けることになります。

(5) キャンセル

都合によりサービスの利用を中止される場合は下記の連絡先までご連絡下さい。利用中止の申し入れがなかった場合には、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、下記のとおりキャンセル料を請求させていただきます。

時期	キャンセル料
サービス利用の前日17:00まで	無料
サービス利用の前日17:00以降 サービス利用の当日	サービス利用基本料金の10%
訪問時不在の場合	サービス利用基本料金の20%

※キャンセルの連絡先 0285-80-6294

7. 訪問介護計画の作成とサービス記録

- ①事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族等に対して説明し、合意を得ます。
- ②事業者は、訪問介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の合意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

8. 衛生管理等

- (1) 指定訪問介護の用に供する施設、設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に

実施します。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 鈴木 由香
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針の整備をします。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを予防することができない場合に限りします。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

